

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 26 日

金 曜 日

号 外

目 次

告 示

○富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画

1

告 示

富山県告示第221号

富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画について
漁業法（昭和24年法律第 267号）第11条第 1 項の規定により、漁業の免許について、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区又は関係地区を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公示する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 定置漁業

1	公 示 番 号	定第 1 号 (境岸)
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業の名称	あじ、さば定置漁業
	(2) 漁業の時期	4月1日から8月31日まで
	(3) 漁場の位置	富山県下新川郡朝日町地先
	(4) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 富山県漁場測量標（以下「測量標」という。）第 100-2 号から第 102-2号の見透線を基準として 297度59分 1,609メートルの点 イ 同 323度12分 967メートルの点 ウ 同 316度08分 836メートルの点 エ 同 287度01分 1,438メートルの点
3	制限又は条件	なし
4	地 元 地 区	富山県下新川郡朝日町

定第2号(境)	定第3号(宮崎)
あじ、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡朝日町地先	富山県下新川郡朝日町地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第100-2号から第102-2号の見透線を基準として 288度23分 2,341メートルの点 イ 同 297度59分 1,609メートルの点 ウ 同 287度01分 1,438メートルの点 エ 同 280度11分 1,826メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第108-2号から第110-2号の見透線を基準として 124度34分 1,530メートルの点 イ 同 144度24分 320メートルの点 ウ 同 102度25分 268メートルの点 エ 同 106度56分 1,298メートルの点
なし	なし
富山県下新川郡朝日町	富山県下新川郡朝日町

定第4号(目合又)	定第5号(旧和合)
ぶり、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県下新川郡入善町地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 282度36分56秒 753.996メートルの点 イ 同 270度12分17秒 243.755メートルの点 ウ 同 227度17分19秒 294.122メートルの点 エ 同 241度22分21秒 768.778メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 274度37分12秒 1,257.924メートルの点 イ 同 282度36分56秒 753.996メートルの点 ウ 同 241度22分21秒 768.778メートルの点 エ 同 244度19分28秒 1,233.245メートルの点
なし	なし
富山県下新川郡入善町	富山県下新川郡入善町

定第6号(川中)	定第7号(鷹野)
あじ、さば、ぶり定置漁業	あじ、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県黒部市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第129-2号から第127号の見透線を基準として 299度21分 1,160メートルの点 イ 同 304度01分 1,033メートルの点 ウ 同 311度25分 626メートルの点 エ 同 284度28分 462メートルの点 オ 同 271度30分 939メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第141-2号から第140-2号の見透線を基準として 307度06分 1,029メートルの点 イ 同 336度20分 466メートルの点 ウ 同 301度22分 281メートルの点 エ 同 280度31分 906メートルの点
なし	なし
富山県下新川郡入善町	富山県黒部市立野、新町及び浜石田

定第8号(大島)	定第9号(藤吉)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3月1日から7月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第143号から第142号の見透線を基準として 265度50分 649メートルの点 イ 同 224度32分 258メートルの点 ウ 同 234度44分 859メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第147号から第145号の見透線を基準として 315度55分 1,223メートルの点 イ 同 347度08分 731メートルの点 ウ 同 330度35分 497メートルの点 エ 同 292度07分 980メートルの点
漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 測量標第143号から第142号の見透線を基準として 255度14分 685メートルの点 オ 同 257度32分 471メートルの点	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第10号 (ガケノ当)	定第11号 (高峰)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 287度23分 886メートルの点 イ 同 267度54分 300メートルの点 ウ 同 247度00分 334メートルの点 エ 同 266度03分 899メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 148号から第 147号の見透線を基準として 262度35分 1,050メートルの点 イ 同 253度34分 196メートルの点 ウ 同 205度47分 294メートルの点 エ 同 222度33分 940メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第12号(杉の端)	定第13号(沖住吉)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3月15日から11月20日まで	9月1日から翌年3月20日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第149-2号から第150-2号の見透線を基準として73度24分 620メートルの点 イ 同14度11分 435メートルの点 ウ 同48度10分 1,067メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として71度05分 658メートルの点 イ 同338度40分 203メートルの点 ウ 同353度22分 482メートルの点 エ 同41度42分 899メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第14号（鴻津一番）	定第15号（イゴ場）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月21日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点 イ 同34度35分 502メートルの点 ウ 同32度20分 523メートルの点 エ 同50度04分 934メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 33度25分 512メートルの点 イ 同 351度07分 427メートルの点 ウ 同 351度16分 444メートルの点 エ 同 24度45分 619メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第16号（川原中）	定第17号（堂形）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月13日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 13度39分 758メートルの点 イ 同 349度15分 826メートルの点 ウ 同 350度03分 845メートルの点 エ 同 11度12分 892メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 110度21分 673メートルの点 イ 同 138度08分 183メートルの点 ウ 同 127度13分 162メートルの点 エ 同 96度12分 653メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第18号（一本松）	定第19号（沖の網）
ほたるいか定置漁業	ぶり定置漁業
3月13日から8月31日まで	9月1日から翌年3月12日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 107度10分 1,259メートルの点 イ 同 110度35分 690メートルの点 ウ 同 107度49分 682メートルの点 エ 同 96度33分 1,231メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 113度28分 1,571メートルの点 イ 同 75度57分 188メートルの点 ウ 同 32度40分 268メートルの点 エ 同 67度38分 1,208メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第20号（吉浦）	定第21号（表当）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 71度31分 928メートルの点 イ 同54度24分 449メートルの点 ウ 同51度19分 463メートルの点 エ 同62度29分 965メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 158号から第 157号の見透線を基準として 295度16分 905メートルの点 イ 同 316度12分 505メートルの点 ウ 同 313度25分 476メートルの点 エ 同 281度52分 761メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第22号（鉄砲）	定第23号（青掛）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 68度01分 1,465メートルの点 イ 同55度52分 1,042メートルの点 ウ 同53度49分 1,062メートルの点 エ 同60度09分 1,542メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 158号から第 159号の見透線を基準として 75度41分 872メートルの点 イ 同42度22分 530メートルの点 ウ 同40度36分 568メートルの点 エ 同65度33分 986メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第24号 (深栗)	定第25号 (脇詰)
いわし定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 159号から第 160-2号の見透線を基準として 79度54分 993メートルの点 イ 同56度47分 557メートルの点 ウ 同54度12分 581メートルの点 エ 同69度27分 1,055メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 162-2号から第 164号の見透線を基準として 58度37分 865メートルの点 イ 同28度35分 561メートルの点 ウ 同27度16分 585メートルの点 エ 同50度12分 957メートルの点
なし	なし
富山県魚津市	富山県滑川市

定第26号（小村崎）	定第27号（中村崎）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 322度49分 824メートルの点 イ 同 338度14分 647メートルの点 ウ 同 336度29分 620メートルの点 エ 同 316度23分 749メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 315度33分 977メートルの点 イ 同 322度02分 815メートルの点 ウ 同 319度59分 789メートルの点 エ 同 308度37分 897メートルの点
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第28号（沖松原）	定第29号（五社）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 303度18分 637メートルの点 イ 同 312度36分 300メートルの点 ウ 同 306度47分 287メートルの点 エ 同 289度36分 609メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 76度25分 1,107メートルの点 イ 同64度45分 642メートルの点 ウ 同62度06分 655メートルの点 エ 同69度23分 1,140メートルの点
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第30号（大恵比須）	定第31号（筒高）
かつお定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 100度24分 1,765メートルの点 イ 同 61度13分 340メートルの点 ウ 同 28度45分 570メートルの点 エ 同 64度02分 1,720メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第56号から第 164号の見透線を基準として 274度55分 834メートルの点 イ 同 259度23分 536メートルの点 ウ 同 256度37分 553メートルの点 エ 同 266度18分 876メートルの点
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第32号（沖筒高）	定第33号（土用）
ほたるいか定置漁業	いわし定置漁業
3月1日から8月31日まで	9月1日から翌年2月末日まで
富山県滑川市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として 279度48分 1,134メートルの点 イ 同 278度04分 810メートルの点 ウ 同 276度21分 809メートルの点 エ 同 274度08分 1,124メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域 ア 測量標第167号から第56号の見透線を基準として 286度08分 758メートルの点 イ 同 287度25分 675メートルの点 ウ 同 294度20分 700メートルの点 エ 同 305度31分 440メートルの点 オ 同 280度49分 375メートルの点 カ 同 272度38分 722メートルの点
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第34号（八源）	定第35号（外釣鐘）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 167号から第56号の見透線を基準として 281度00分 929メートルの点 イ 同 283度30分 476メートルの点 ウ 同 279度05分 472メートルの点 エ 同 272度13分 910メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として 278度32分 1,340メートルの点 イ 同 290度46分 703メートルの点 ウ 同 286度49分 677メートルの点 エ 同 269度38分 1,290メートルの点
漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業 については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷 設しなければならない。	(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置 漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のない よう敷設しなければならない。 (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短 縮して垣網を設置しなければならない。
富山県滑川市	富山県滑川市

定第36号（釣鐘）	定第37号（恵比須岸網）
ぶり定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 168－2号から第3－2号の見透線を基準として 283度42分 1,460メートルの点 イ 同 304度46分 639メートルの点 ウ 同 288度00分 507メートルの点 エ 同 258度46分 1,329メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 169－2号から第 168－2号の見透線を基準とし て 288度13分 965メートルの点 イ 同 303度10分 603メートルの点 ウ 同 288度25分 539メートルの点 エ 同 275度39分 931メートルの点
なし	なし
富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬	富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬

定第38号（恵比須沖網）	定第39号（天念坊）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から9月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 169－2号から第 168－2号の見透線を基準として 277度29分 1,440メートルの点 イ 同 274度19分 796メートルの点 ウ 同 269度10分 803メートルの点 エ 同 267度45分 1,471メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 182号から第 183号の見透線を基準として 82度08分 1,825メートルの点 イ 同68度06分 1,073メートルの点 ウ 同63度15分 1,118メートルの点 エ 同67度00分 1,968メートルの点
なし	なし
富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬	富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬

定第40号（深曳）	定第41号（天神前網）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年3月20日まで	3月21日から8月20日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として 100度51分 2,848メートルの点 イ 同 53度36分 793メートルの点 ウ 同 40度09分 1,017メートルの点 エ 同 55度53分 2,762メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として 82度19分 2,701メートルの点 イ 同66度43分 1,869メートルの点 ウ 同63度46分 1,963メートルの点 エ 同75度59分 2,881メートルの点
なし	なし
富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、 岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、 岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通	富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、 岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、 岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通

定第42号（深曳小網）	定第43号（和倉）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	10月1日から翌年7月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第49－2号から第188－2号の見透線を基準として	ア 測量標第200号から第203号の見透線を基準として
54度25分 2,371メートルの点	115度33分 2,278メートルの点
イ 同53度57分 2,266メートルの点	イ 同117度38分 1,532メートルの点
ウ 同35度20分 1,799メートルの点	ウ 同113度03分 1,515メートルの点
エ 同32度51分 1,951メートルの点	エ 同110度24分 2,244メートルの点
オ 同50度00分 2,535メートルの点	
なし	なし
富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第44号（大垣）	定第45号（足洗岸）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として 86度26分 1,582メートルの点	ア 測量標第 203号から第60-2号の見透線を基準として 68度39分 1,810メートルの点
イ 同61度10分 924メートルの点	イ 同46度56分 1,072メートルの点
ウ 同56度31分 1,021メートルの点	ウ 同40度59分 1,199メートルの点
エ 同75度45分 1,725メートルの点	エ 同57度40分 1,993メートルの点
なし	なし
富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第46号（大門「春」）	定第47号（大門「秋」）
いわし定置漁業	ぶり定置漁業
2月21日から8月19日まで	9月1日から翌年2月20日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域
ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 91度17分 3,375メートルの点	ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 94度13分 3,491メートルの点
イ 同90度32分 2,392メートルの点	イ 同94度00分 2,135メートルの点
ウ 同87度08分 2,400メートルの点	ウ 同77度56分 2,221メートルの点
エ 同86度50分 3,382メートルの点	エ 同69度52分 3,313メートルの点
	オ 同81度09分 3,475メートルの点
なし	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。
富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 宮尾及び布目緑町	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 宮尾及び布目緑町
富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇	富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第48号（甲部台沖）	定第49号（仲小路）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 69度32分 3,616メートルの点	ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 54度10分 3,355メートルの点
イ 同60度06分 2,753メートルの点	イ 同42度19分 2,852メートルの点
ウ 同56度10分 2,849メートルの点	ウ 同40度45分 2,964メートルの点
エ 同62度49分 3,736メートルの点	エ 同50度25分 3,582メートルの点
なし	なし
富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、 越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三 丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本 町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西 町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、 越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三 丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本 町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西 町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第50号（伊喜礼三番）	定第51号（伊喜礼二番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域
ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 287度30分 2,085メートルの点	ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 293度10分 1,478メートルの点
イ 同 303度41分 1,560メートルの点	イ 同 312度41分 1,049メートルの点
ウ 同 296度57分 1,410メートルの点	ウ 同 307度29分 911メートルの点
エ 同 279度31分 1,945メートルの点	エ 同 297度45分 1,108メートルの点
	オ 同 294度48分 1,062メートルの点
	カ 同 281度21分 1,319メートルの点
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡明神新、射 水町一丁目及び射水町二丁目

定第52号（酒樽）	定第53号（東三番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	12月30日から翌年8月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 297度45分 1,108メートルの点 イ 同 344度11分 662メートルの点 ウ 同 343度59分 542メートルの点 エ 同 281度46分 917メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第 219-2号の見透線を基準として 114度56分 2,503メートルの点 イ 同 107度28分 1,294メートルの点 ウ 同 97度06分 1,369メートルの点 エ 同 105度50分 2,572メートルの点
なし	なし
富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神及び堀岡明神新	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第54号（大神楽）	定第55号（黒山）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年2月20日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第 219-2号の見透線を基準として 113度17分 2,943メートルの点 イ 同 112度23分 2,516メートルの点 ウ 同 105度50分 2,572メートルの点 エ 同 97度06分 1,369メートルの点 オ 同 106度11分 1,301メートルの点 カ 同 102度32分 1,016メートルの点 キ 同 73度20分 1,707メートルの点 ク 同 87度40分 3,053メートルの点 ケ 同 99度40分 3,018メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 223号から第 219-2号の見透線を基準として 276度50分 2,590メートルの点 イ 同 281度36分 1,703メートルの点 ウ 同 273度42分 1,620メートルの点 エ 同 269度23分 2,639メートルの点 オ 同 274度20分 2,698メートルの点
(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。 (2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第56号（三俵目）	定第57号（大中瀬）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域
ア 測量標第 223号から第 219-2号の見透線を基準として 270度00分 1,919メートルの点	ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 287度40分 2,012メートルの点
イ 同 278度04分 1,099メートルの点	イ 同 292度33分19秒 1,456.767メートルの点
ウ 同 266度13分 1,037メートルの点	ウ 同 288度45分38秒 1,420.899メートルの点
エ 同 261度24分 1,862メートルの点	エ 同 281度25分 1,839メートルの点
	オ 同 281度36分 1,953メートルの点
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第58号（中瀬四番）	定第59号（中瀬五番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度05分 2,515 メートルの点	ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度10分 3,067 メートルの点
イ 同 281度31分54秒 1,854.986メートルの点	イ 同 281度35分 2,512 メートルの点
ウ 同 276度30分59秒 1,862.331メートルの点	ウ 同 276度16分 2,483 メートルの点
エ 同 273度57分 2,475 メートルの点	エ 同 274度44分50秒 2,994.315メートルの点
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第60号(瀬中)	定第61号(刈又)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 261度40分 3,008 メートルの点	ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 293度30分 2,556 メートルの点
イ 同 259度42分36秒 2,206.145メートルの点	イ 同 297度07分08秒 1,745.117メートルの点
ウ 同 256度21分20秒 2,270.226メートルの点	ウ 同 287度05分42秒 1,735.983メートルの点
エ 同 254度24分 3,019 メートルの点	エ 同 286度20分 2,545 メートルの点
オ 同 255度01分 3,078 メートルの点	
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分

定第62号（鈴島）	定第63号（鎌岩）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
8月25日から翌年3月10日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 279度40分 3,763 メートルの点	ア 測量標第 291号から第 236号の見透線を基準として 72度08分48秒 1,745.453メートルの点
イ 同 286度36分 2,202 メートルの点	イ 同81度56分09秒 1,516.117メートルの点
ウ 同 286度45分20秒 2,022.356メートルの点	ウ 同59度52分50秒 1,057.839メートルの点
エ 同 261度22分13秒 2,546.645メートルの点	エ 同55度14分52秒 1,235.406メートルの点
オ 同 263度06分 3,323 メートルの点	
漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分	富山県高岡市太田

定第64号（前網二番）	定第65号（前網本岸二番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
12月15日から翌年7月31日まで	12月15日から翌年7月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 93度55分 2,857メートルの点 イ 同74度20分 2,218メートルの点 ウ 同71度44分 2,467メートルの点 エ 同87度36分 3,103メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域 ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 99度50分 3,923メートルの点 イ 同89度26分 3,025メートルの点 ウ 同87度36分 3,103メートルの点 エ 同85度35分 2,990メートルの点 オ 同82度47分 3,170メートルの点 カ 同93度28分 4,173メートルの点
なし	なし
富山県高岡市太田	富山県高岡市太田

定第66号（青塚二番）	定第67号（青塚三番）
かつお定置漁業	ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 184-3号から第 187号の見透線を基準として 305度09分 1,911メートルの点 イ 同 315度54分 1,269メートルの点 ウ 同 296度25分 1,176メートルの点 エ 同 292度08分 1,806メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 184-3号から第 187号の見透線を基準として 293度26分 2,931メートルの点 イ 同 301度29分 1,871メートルの点 ウ 同 284度23分 1,788メートルの点 エ 同 283度39分 2,779メートルの点
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 央町、北大町及び間島	富山県高岡市太田

定第68号（中浜六番）	定第69号（中浜七番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
12月20日から翌年6月15日まで	12月20日から翌年6月15日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 292度38分 4,313メートルの点 イ 同 294度23分 2,519メートルの点 ウ 同 284度27分 2,608メートルの点 エ 同 286度50分 4,274メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 286度49分 4,999メートルの点 イ 同 284度50分 3,843メートルの点 ウ 同 273度59分 3,958メートルの点 エ 同 280度50分 5,195メートルの点
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 中央町、北大町及び間島	富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 中央町、北大町及び間島

定第70号（茂淵一番）	定第71号（茂淵二番）
かつお定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域
ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし て 277度41分 1,792メートルの点	ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし て 276度34分 2,768メートルの点
イ 同 275度41分 652メートルの点	イ 同 274度19分 1,795メートルの点
ウ 同 245度27分 795メートルの点	ウ 同 262度30分 1,855メートルの点
エ 同 262度30分 1,855メートルの点	エ 同 261度01分 1,644メートルの点
	オ 同 257度15分 1,679メートルの点
	カ 同 264度01分 3,026メートルの点
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地藏町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 央町、北大町及び間島	富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地藏町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 央町、北大町及び間島

定第72号（茂淵三番）	定第73号（樽水）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 278度57分 4,334メートルの点	ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度09分 2,450メートルの点
イ 同 275度11分 2,788メートルの点	イ 同 267度37分 633メートルの点
ウ 同 264度01分 3,026メートルの点	ウ 同 227度56分 743メートルの点
エ 同 268度03分 4,085メートルの点	エ 同 240度12分 1,602メートルの点
オ 同 274度03分 4,045メートルの点	オ 同 259度53分 2,492メートルの点
カ 同 276度10分 4,354メートルの点	
漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。
オ 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 274度03分 4,045メートルの点	カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度53分 1,718メートルの点
キ 同 278度26分 4,010メートルの点	キ 同 246度30分 1,785メートルの点
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第74号（前網岸）	定第75号（前網）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 285度49分 1,867メートルの点 イ 同 299度56分 1,050メートルの点 ウ 同 267度01分 872メートルの点 エ 同 254度34分 1,793メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域 ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 275度38分 3,449メートルの点 イ 同 279度01分 1,805メートルの点 ウ 同 254度34分 1,793メートルの点 エ 同 251度26分 2,448メートルの点 オ 同 269度35分 3,411メートルの点
なし	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点 キ 同 256度11分 2,616メートルの点
富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿

定第76号（馬場）	定第77号（島岸）
あじ、さば定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 315度56分20秒 1,123.626メートルの点	ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 240度32分43秒 1,088.000メートルの点
イ 同 337度52分20秒 924.815メートルの点	イ 同 214度15分55秒 781.913メートルの点
ウ 同 329度10分46秒 646.275メートルの点	ウ 同 201度17分25秒 1,265.176メートルの点
エ 同 296度06分56秒 753.369メートルの点	エ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点
オ 同 314度00分54秒 1,066.327メートルの点	
なし	なし
富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第78号（島）	定第79号（脇沖）
ぶり、まぐる定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として	ア 測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として
265度15分27秒 2,573.056メートルの点	284度38分 1,585メートルの点
イ 同 240度32分43秒 1,088.000メートルの点	イ 同 321度12分 662メートルの点
ウ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点	ウ 同 278度30分 390メートルの点
エ 同 231度19分16秒 2,181.244メートルの点	エ 同 261度56分 904メートルの点
オ 同 260度49分03秒 2,607.672メートルの点	オ 同 262度05分 1,264メートルの点
	カ 同 274度43分 1,493メートルの点
漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。	なし
カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として	
257度55分42秒 1,803.534メートルの点	
キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点	
富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿	富山県氷見市中田、中波、脇及び姿

5 免許予定日

平成25年 9 月 1 日

6 漁業権の存続期間

平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年 5 月 1 日から平成25年 5 月31日まで

第 2 区画漁業

1	公 示 番 号	区第 1 号
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第 1 種 区画漁業
	(2) 漁業の名称	魚類小割り式養殖業
	(3) 漁業の時期	1 月 1 日から12月31日まで
	(4) 漁場の位置	富山県魚津市地先
	(5) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 測量標第22-2号から第 146号の見透線を基準として 137度37分 118メートルの点 イ 同 150度07分 110メートルの点 ウ 同 83度49分 29メートルの点 エ 同 6度28分 111メートルの点 オ 同 10度29分 361メートルの点 カ 同 17度35分 361メートルの点 キ 同 23度32分 114メートルの点 ク 同 79度15分 55メートルの点
3	制限又は条件	なし
4	地元地区	富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。） 富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中

区第2号	区第3号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 148号から第 147号の見透線を基準として 284度30分 315メートルの点 イ 同 291度18分 226メートルの点 ウ 同 266度16分 184メートルの点 エ 同 266度16分 283メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として 74度14分 228メートルの点 イ 同57度49分 168メートルの点 ウ 同41度24分 248メートルの点 エ 同57度26分 304メートルの点
なし	なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）

区第4号	区第5号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	わかめ養殖業
1月1日から12月31日まで	10月15日から翌年4月10日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 142度20分 582メートルの点 イ 同 152度17分 573メートルの点 ウ 同 152度18分 470メートルの点 エ 同 140度15分 481メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 21度11分 614メートルの点 イ 同 2度43分 626メートルの点 ウ 同 5度57分 820メートルの点 エ 同19度51分 809メートルの点
なし	なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）

区第6号	区第7号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
かき垂下式養殖業	かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 317度29分 96メートルの点 イ 同 332度07分 291メートルの点 ウ 同 8度45分 333メートルの点 エ 同 40度43分 187メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第214号の見透線を基準として 29度32分 384メートルの点 イ 同 58度39分 264メートルの点 ウ 同 15度37分 105メートルの点 エ 同 358度33分 298メートルの点
なし	なし
富山県射水市海老江	富山県射水市堀岡

区第8号	区第9号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
かき垂下式養殖業	かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第 262号の見透線を基準として 7度22分 877メートルの点 イ 同 5度59分 678メートルの点 ウ 同 350度06分 726メートルの点 エ 同 354度47分 915メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 67度24分 1,436メートルの点 イ 同87度01分 1,220メートルの点 ウ 同79度45分 841メートルの点 エ 同55度42分 1,132メートルの点
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第10号	区第11号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 55度42分 1,132メートルの点 イ 同79度45分 841メートルの点 ウ 同76度48分 750メートルの点 エ 同51度47分 1,066メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 224号から第 223号の見透線を基準として 276度43分 136メートルの点 イ 同 334度41分 294メートルの点 ウ 同 354度22分 263メートルの点 エ 同 288度42分 38メートルの点
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第12号	区第13号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 323度15分 531メートルの点 イ 同 330度04分 605メートルの点 ウ 同 333度57分 575メートルの点 エ 同 327度16分 496メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 295度25分 297メートルの点 イ 同 323度59分 402メートルの点 ウ 同 352度28分 295メートルの点 エ 同 323度32分 119メートルの点
なし	なし
富山県高岡市伏木国分二丁目	富山県高岡市伏木国分二丁目

区第14号	区第15号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 260度01分 836メートルの点 イ 同 253度33分 602メートルの点 ウ 同 235度08分 732メートルの点 エ 同 245度14分 935メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし て 324度43分 1,055メートルの点 イ 同 325度53分 1,043メートルの点 ウ 同 323度12分 964メートルの点 エ 同 320度42分 984メートルの点
なし	なし
富山県高岡市太田及び渋谷	富山県氷見市藪田

区第16号	区第17号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 344度53分 564メートルの点 イ 同 354度54分 538メートルの点 ウ 同 350度18分 341メートルの点 エ 同 334度56分 376メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 312度51分 575メートルの点 イ 同 317度26分 519メートルの点 ウ 同 305度15分 455メートルの点 エ 同 301度57分 520メートルの点
なし	なし
富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境

区第18号	区第19号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	わかめ養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	10月1日から翌年4月30日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第258号から第260-2号の見透線を基準として 115度12分 1,753メートルの点 イ 同 143度34分 1,082メートルの点 ウ 同 81度18分 607メートルの点 エ 同 81度18分 1,200メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第260-2号から第258号の見透線を基準として 299度28分 455メートルの点 イ 同 316度38分 340メートルの点 ウ 同 262度36分 209メートルの点 エ 同 262度00分 384メートルの点
なし	なし
富山県氷見市姿、中田、中波及び脇	富山県氷見市姿、中田、中波及び脇

5 免許予定日

平成25年9月1日

6 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年6月3日から平成25年6月28日まで

第3 共同漁業

1 公示番号		共第1号					
2 免許の 内容	漁業の 種類 名称 及び 漁業の 時期	種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	第2種	いわし小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
		同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ふくらぎ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
		同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	とびうお刺網漁業	3月1日から10月31日まで
		同	あおのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かおしい、かこ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いわのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	すけとうたら刺網漁業	10月1日から4月30日まで
		同	もずく漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いがい漁業	5月1日から8月31日まで	同	えび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	かき漁業	4月1日から8月31日まで	同	かます刺網漁業	5月1日から12月31日まで
		同	さざえ漁業	4月1日から8月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	あわび漁業	6月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から4月30日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
漁場の 位置	富山県下新川郡朝日町境から同郡入善町古黒部に至る地先						
漁場の 区域	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第4号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域						
	基点第1号	測量標第101号からの方位	116度15分	153メートルの点			
	ア	基点第1号から方位	349度58分	3,640メートルの点			
	イ	基点第2号から方位	11度47分	3,640メートルの点			
	ウ	基点第3号から方位	345度05分	3,640メートルの点			
	エ	基点第4号から方位	7度02分	3,640メートルの点			
	基点第4号	測量標第116号からの方位	80度15分	342メートルの点			
	基点第2号	測量標第105-2号からの方位	261度11分	277メートルの点			
	基点第3号	測量標第111号からの方位	76度22分	314メートルの点			
3 制限又は 条件	なし						

共第2号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	えび、かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	5月1日から8月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ひらめ、ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から11月30日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ、いしもち刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かさい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町春日から同郡入善町芦崎に至る地先					
次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第8号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第4号	測量標第116号からの方位	80度15分	342メートルの点		
ア	基点第4号から方位	7度02分	3,640メートルの点		
イ	基点第5号から方位	3度07分	3,640メートルの点		
ウ	基点第6号から方位	3度07分	3,640メートルの点		
エ	基点第7号から方位	341度05分	3,640メートルの点		
オ	基点第8号から方位	323度20分	3,640メートルの点		
基点第8号	測量標第132-2号からの方位	195度41分	863メートルの点		
基点第5号	測量標第120号からの方位	82度00分	212メートルの点		
基点第6号	測量標第123-3号からの方位	49度04分	51メートルの点		
基点第7号	測量標第127号からの方位	51度45分	10メートルの点		
なし					

共第3号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	ひらめ、かぜい 刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から8月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす、かます刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かこ刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	さば地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	かぜい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県黒部市荒俣から同市浜石田に至る地先					
次の基点第8号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第11号の各点を順次に結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第8号 測量標第 132-2号からの方位		195度41分	863メートルの点		
ア 基点第8号から方位		323度20分	1,940メートルの点		
イ 基点第9号から方位		311度41分	1,824メートルの点		
ウ 基点第10号から方位		276度40分	3,476メートルの点		
エ 基点第10号から方位		251度00分	2,340メートルの点		
オ 基点第11号から方位		279度30分	2,095メートルの点		
カ 基点第11号から方位		260度09分	1,566メートルの点		
キ 基点第11号から方位		284度24分	885メートルの点		
基点第11号 測量標第 143号からの方位		203度30分	7メートルの点		
基点第9号 測量標第 137号からの方位		186度18分	162メートルの点		
基点第10号 測量標第 140-2号からの方位		308度59分	28メートルの点		
なし					

共第4号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ、かれい 刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から7月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	もずく漁業	2月1日から9月30日まで	同	すけそうたら刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かたのり漁業	1月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から9月30日まで
同	ふくろのり漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	いわのり漁業	4月1日から12月31日まで	同	かこ刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	4月1日から9月30日まで	同	はちめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	3月1日から11月30日まで	同	にぎす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。）から滑川市笠木に至る地先					
次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第15号の各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、北地区北防波堤、北地区北防波堤の先端と北地区南防波堤の先端を結んだ直線、北地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域並びに南地区北防波堤、南地区北防波堤の先端と南地区南防波堤の先端を結んだ直線、南地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。					
基点第11号	測量標第 132号からの方位	203度30分	7メートルの点		
ア	基点第11号から方位	284度24分	885メートルの点		
イ	基点第11号から方位	260度09分	1,566メートルの点		
ウ	基点第11号から方位	279度30分	2,095メートルの点		
エ	基点第10号から方位	251度00分	2,340メートルの点		
オ	基点第10号から方位	259度35分	2,575メートルの点		
カ	基点第12号から方位	296度11分	2,645メートルの点		
キ	基点第15号から方位	6度00分	3,848メートルの点		
ク	基点第15号から方位	308度52分	2,700メートルの点		

基点第15号	測量標第 159号からの方位	42度35分	114メートルの点
基点第10号	測量標第 140-2号からの方位	308度59分	28メートルの点
基点第12号	測量標第 19-2号からの方位	39度57分	163メートルの点

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第5号																													
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期																								
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から12月31日まで	第2種	ほたるいか小型定置漁業	3月1日から8月31日まで																								
同	もずく漁業	1月1日から4月30日まで	同	あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで																								
同	あおのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで																								
同	かき漁業	3月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで																								
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい、ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで																								
同	なまこ漁業	1月1日から3月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで																								
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで																								
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで																								
第2種	いわし小型定置漁業	9月1日から1月31日まで																											
富山県滑川市四ツ屋から同市魚舩に至る地先																													
<p>次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第17号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域</p> <table border="0"> <tr> <td>基点第15号</td> <td>測量標第 159号からの方位</td> <td>42度35分</td> <td>114メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>基点第15号から方位</td> <td>308度52分</td> <td>2,700メートルの点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>基点第15号から方位</td> <td>286度00分</td> <td>1,640メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>基点第17号から方位</td> <td>351度07分</td> <td>1,620メートルの点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>基点第17号から方位</td> <td>355度30分</td> <td>1,147メートルの点</td> </tr> <tr> <td>基点第17号</td> <td>測量標第 167号からの方位</td> <td>278度30分</td> <td>118メートルの点</td> </tr> </table>						基点第15号	測量標第 159号からの方位	42度35分	114メートルの点	ア	基点第15号から方位	308度52分	2,700メートルの点	イ	基点第15号から方位	286度00分	1,640メートルの点	ウ	基点第17号から方位	351度07分	1,620メートルの点	エ	基点第17号から方位	355度30分	1,147メートルの点	基点第17号	測量標第 167号からの方位	278度30分	118メートルの点
基点第15号	測量標第 159号からの方位	42度35分	114メートルの点																										
ア	基点第15号から方位	308度52分	2,700メートルの点																										
イ	基点第15号から方位	286度00分	1,640メートルの点																										
ウ	基点第17号から方位	351度07分	1,620メートルの点																										
エ	基点第17号から方位	355度30分	1,147メートルの点																										
基点第17号	測量標第 167号からの方位	278度30分	118メートルの点																										
境界線附近における小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。																													

共第6号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	もずく漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	かます刺網漁業	8月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	ばい漁業	4月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	こだまがい漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	ぼたるい小型定置漁業	3月1日から8月31日まで	同	かれい、きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県富山市水橋町から射水市本江に至る地先

次の基点第17号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第22号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岩瀬東防波堤、岩瀬東防波堤の先端と東防波堤の先端を結んだ直線、東防波堤の先端と西防波堤の先端を結んだ直線、西防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

基点第17号	測量標第 167号からの方位	278度30分	118メートルの点
ア	基点第17号から方位	355度30分	1,147メートルの点
イ	基点第17号から方位	351度07分	1,620メートルの点
ウ	基点第18号から方位	342度00分	1,870メートルの点
エ	基点第20号から方位	29度00分	2,365メートルの点
オ	基点第20号から方位	17度55分	3,190メートルの点
カ	基点第20号から方位	342度27分	2,884メートルの点
キ	基点第21号から方位	355度27分	3,000メートルの点
ク	基点第22号から方位	29度42分	3,329メートルの点
ケ	基点第22号から方位	57度00分	2,282メートルの点
コ	基点第22号から方位	10度47分	1,378メートルの点

基点第22号	測量標第60-2号からの方位	109度30分	132メートルの点
基点第18号	測量標第182号からの方位	29度16分	28メートルの点
基点第20号	測量標第193号からの方位	246度07分	229メートルの点
基点第21号	測量標第196号からの方位	215度57分	43メートルの点

- 1 小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。
- 2 次のサ、シ、エ、ス、セ、ソ及びサの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。

サ	基点第20号から方位	54度15分12秒	2,143.671メートルの点
シ	基点第20号から方位	42度13分06秒	2,591.758メートルの点
エ	基点第20号から方位	29度00分	2,365メートルの点
ス	基点第20号から方位	21度29分49秒	2,854.788メートルの点
セ	基点第20号から方位	17度20分54秒	2,784.123メートルの点
ソ	基点第20号から方位	33度48分04秒	1,509.611メートルの点
- 3 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第7号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から1月31日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	ひらめ、かせい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	たこかご(つぼ)なわ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで			
富山県射水市海老江から同市庄西町一丁目に至る地先					
次の基点第22号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第26号の各点を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、新湊マリーナ防波堤(南)、新湊マリーナ防波堤(南)の外縁を新湊マリーナ防波堤(北)まで延長した線、新湊マリーナ防波堤(北)及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。					
	基点第22号 測量標第60-2号からの方位	109度30分	132	メートルの点	
	ア 基点第22号から方位	10度47分	3,000	メートルの点	
	イ 基点第23号から方位	11度08分	3,008	メートルの点	
	ウ 基点第24号から方位	22度57分	2,963	メートルの点	
	エ 基点第24号から方位	354度48分05秒	979.161	メートルの点	
	基点第23号 測量標第64-4号からの方位	276度18分	350	メートルの点	
	基点第24号 測量標第212-4号からの方位	151度28分	220	メートルの点	
	基点第25号 測量標第138号からの方位	106度30分	282	メートルの点	
	オ 基点第25号から方位	15度37分	600	メートルの点	
	カ 基点第25号から方位	15度37分	1,235	メートルの点	
	キ 基点第25号から方位	27度18分	3,038	メートルの点	
	ク 基点第26号から方位	29度00分	3,000	メートルの点	
	ケ 基点第27号から方位	29度00分	1,850	メートルの点	
	コ 基点第27号から方位	29度00分00秒	143.661	メートルの点	
	サ 基点第26号から方位	29度00分00秒	1,212.616	メートルの点	
	基点第26号 測量標第226号からの方位	153度30分	180	メートルの点	
	基点第23号 測量標第227号からの方位	308度35分	293	メートルの点	

1 次のシの点を中心として半径 400メートルを有する円内の区域及び次のス、セ、ソ及びタの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。

シ 基点23号から方位	11度56分47秒	1,538.153メートルの点
ス 基点23号から方位	22度24分53秒	1,798.713メートルの点
セ 基点23号から方位	20度43分37秒	2,972.326メートルの点
ソ 基点23号から方位	9度16分53秒	3,024.960メートルの点
タ 基点23号から方位	3度34分46秒	1,853.296メートルの点

2 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第8号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第1種	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
同	ばい漁業	4月1日から8月31日まで	同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	11月1日から8月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	ふのり漁業	2月1日から8月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	同	かぜい刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	うに漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	同	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	同	かぜい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市伏木から同市太田に至る地先					
次の基点第27号、ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び基点第29号、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第31号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域					
基点第27号	測量標第 227号からの方位	308度35分	294	メートルの点	
ア	基点第27号から方位	29度00分	1,850	メートルの点	
イ	基点第27号から方位	29度00分00秒	1,143.661	メートルの点	
ウ	基点第27号から方位	1度05分07秒	1,547.344	メートルの点	
エ	基点第27号から方位	358度29分	1,653	メートルの点	
オ	基点第27号から方位	9度00分	2,244	メートルの点	
基点第29号	測量標第 11号からの方位	286度00分	370	メートルの点	
カ	基点第29号から方位	38度17分	215	メートルの点	
キ	基点第29号から方位	8度17分	400	メートルの点	
ク	基点第29号から方位	35度58分	1,990	メートルの点	
ケ	基点第30号から方位	25度33分	2,000	メートルの点	

コ 基点第31号から方位	41度20分	2,000	メートルの点
基点第31号 測量標第 185-3号からの方位	326度02分	101	メートルの点
基点第30号 測量標第 271号からの方位	309度53分	53	メートルの点

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第9号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	第1種	うに漁業	9月1日から5月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	同	かおしい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かおしい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			

富山県氷見市島尾から同市脇に至る地先

次の基点第31号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第31号	測量標第 185-3号からの方位	326度02分	101	メートルの点
ア	基点第31号から方位	41度20分	1,078	メートルの点
イ	基点第32号から方位	41度10分	1,055	メートルの点
ウ	基点第33号から方位	64度05分	1,312	メートルの点
エ	基点第34号から方位	91度23分	2,216	メートルの点
オ	基点第35号から方位	102度38分	1,439	メートルの点
カ	基点第36号から方位	119度27分	984	メートルの点
キ	基点第37号から方位	125度00分	1,186	メートルの点
ク	基点第37号から方位	92度15分	1,000	メートルの点
ケ	基点第37号から方位	69度22分	1,445	メートルの点
コ	基点第38号から方位	128度00分	656	メートルの点
基点第38号	測量標第 260-2号からの方位	57度56分	42	メートルの点
基点第32号	測量標第 172-3号からの方位	29度30分32秒	10,538	メートルの点
基点第33号	測量標第 181-2号からの方位	331度31分08秒	140,145	メートルの点

基点第34号	測量標第 241-2 号からの方位	203度37分	245	メートルの点
基点第35号	測量標第 243-2 号からの方位	11度50分20秒	98.354	メートルの点
基点第36号	測量標第 249-2 号からの方位	292度08分	28	メートルの点
基点第37号	測量標第 253-2 号からの方位	9度00分	635	メートルの点

なし

4 関係地区

免許番号	関係地区
共第 1 号	富山県下新川郡朝日町境、宮崎、見崎、横尾、大屋、草野及び赤川
共第 2 号	富山県下新川郡入善町春日、横山、八幡、入膳、吉原、目川、木根、神子沢、五十里、下飯野及び芦崎
共第 3 号	富山県黒部市荒俣、大開、吉田、生地芦崎、生地、立野、新町及び浜石田
共第 4 号	富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。） 富山県魚津市経田西町、経田中町、本新、岡経田、仏田、青島、北中、北鬼江、仏又、諏訪町、火の宮、本町一丁目、本町二丁目、新角川一丁目、新角川二丁目、上ロ一丁目及び上ロ二丁目 富山県滑川市三ヶ、吉浦及び笠木
共第 5 号	富山県滑川市（三ヶ、吉浦及び笠木を除く。）
共第 6 号	富山県富山市水橋町、水橋魚躬、水橋山王町、水橋川原町、水橋辻ヶ堂、水橋大町、水橋中町、水橋島等、浜黒崎、日方江、海岸通、東岩瀬町、東岩瀬村、岩瀬諏訪町、岩瀬港町、岩瀬古志町、岩瀬萩浦町、岩瀬松原町、岩瀬白山町、岩瀬入船町、岩瀬天神町、岩瀬梅本町、岩瀬高島町、岩瀬赤田町、草島、四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方一番町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目及びつばめ野三丁目 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇
共第 7 号	富山県射水市海老江練合、海老江、海老江浜開、本江、射水町一丁目、射水町二丁目、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡、堀岡明神新、放生津町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、立町、二の丸町、中新湊、桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中央町、港町、庄川本町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、越の潟町、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺
共第 8 号	富山県高岡市伏木本町、伏木中央町、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、伏木錦町、伏木古府一丁目、伏木古府二丁目、伏木古府三丁目、伏木古府元町、伏木矢田、伏木湊町、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木東一宮、伏木古国府、伏木二丁目、太田及び渋谷
共第 9 号	富山県氷見市島尾、窪、柳田、地藏町、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、朝日丘、丸の内、北大町、幸町、南大町、比美町、中央町、本町、朝日本町、栄町、諏訪野、間島、阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、姿、中田、中波及び脇

5 免許予定日

平成26年 1 月 1 日

6 漁業権の存続期間

平成26年 1 月 1 日から平成35年12月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年11月 1 日から平成25年11月29日まで

附 記

この告示による定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場図は、次の場所に備え付け、閲覧に供する。

漁場図閲覧場所	所在地
富山県農林水産部水産漁港課	富山市
富山海区漁業調整委員会	富山市

